

基礎要件確認シート（平成31年3月改訂）

《作成にあたっての留意点》

■本シートの趣旨及び作成基準日

・ 本シートは、自己点検・評価すべき事項のうち基礎的な要件に関するものを簡易に表したものです。作成基準日は、特に指定がない限り、点検・評価報告書作成日と一致させてください。

■「根拠となる資料」欄

・ 直接的な根拠となる資料の名称及び資料番号を記載してください。また、点検・評価報告書の対応する頁番号を記載してください。

・ 本シートで根拠とする資料は、原則的に、点検・評価報告書の根拠資料として添付する大学基礎データその他の資料とします。学部・研究科ごとに資料が異なる場合、すべての学部・研究科の資料を点検・評価報告書に添付して提出することとなりますが、本シートでも学部・研究科に係る箇所では、関係する資料をすべて挙げてください。

・ 規程類を資料として記載する場合は、直接の根拠となる条項の番号まで記載してください。

・ 「根拠となる資料」がウェブサイトに掲載されている場合、資料の添付に代えて該当するURLを記載してもかまいません。

■「（公表、明示等の）有無」を記載する欄

・ ○（対応している）、△（一部対応している）又は×（対応していない）として、該当するものを記載してください。

■「備考」欄

・ 本欄は、△（一部対応している）や×（対応していない）とした場合に、それについて補足説明をしたり、それに関わる点検・評価報告書の該当頁を記載したりするために利用してください。

■その他

・ 作成にあたっては、本シート作成例を参照してください。
・ 表番号の後に「●」を付したものは、基本的には大学全体としての状況を記載すべき項目です。なお、状況が学部・研究科等ごとに異なり、大学全体として一括して状況を記載することが適当でない場合は、学部・研究科等ごとに状況を記載してください。

[理念・目的]

1 大学の理念・目的の公表●

公表の有無	根拠となる資料
○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_01
備考	

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

2 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

学部・研究科等名称	規定の有無	根拠となる資料	公表の有無	ウェブサイトURL	
国際文化学部	○	関東学院大学学則第4条第2項(資料1-1)	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_01	
社会学部	○				
経済学部	○				
経営学部	○				
法学部	○				
理工学部	○				
建築・環境学部	○				
人間共生学部	○				
栄養学部	○				
教育学部	○				
看護学部	○				
文学研究科	○		関東学院大学大学院学則第5条第2項(資料1-2)		○
経済学研究科	○				
法学研究科	○				
工学研究科	○				
看護学研究科	○				
備考					

※ 関係法令：大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

[内部質保証]

3 設置計画履行状況等調査への対応（5カ年）

指摘区分	指摘事項	指摘年度	対応の有無	根拠となる資料
	指摘事項なし	平成30年度		
改善意見	社会学部現代社会学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成29年度	○	
改善意見	看護学研究科看護学専攻（M）において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成29年度	○	
改善意見	社会学部現代社会学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成28年度	○	
改善意見	建築・環境学部建築・環境学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成28年度	○	
改善意見	人間共生学部共生デザイン学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成28年度	○	
留意事項	看護学研究科看護学専攻（M）において、完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。	平成28年度	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ia/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_13
留意事項	経営学部経営学科において、完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。	平成28年度	○	
改善意見	建築・環境学部建築・環境学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	平成27年度	○	
改善意見	既設学部等（法学部法学科）の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。	平成27年度	○	
留意事項	法学部法学科の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。	平成27年度	○	
備考				

※ 「指摘区分」欄には、「警告」「是正意見」「改善意見」又は「留意事項」の何れかを記載してください。

※ ≪作成にあたっての留意点≫に関わらず、本表については、大学評価実施前年度までの5か年にわたる各年度実績をベースに記載してください。ただし、大学評価実施前年度については、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

4 点検・評価結果の公表●

公表の有無	ウェブサイトURL
○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/effort/self-assessment.html
備考	

※ 関係法令：学校教育法第109条第1項

5 教育情報の公表●

[共通]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教育研究上の目的	○	本シート[理念・目的の公表]参照
教育研究上の基本組織	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_02
学位授与方針	○	本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照
教育課程の編成・実施方針	○	本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照
学生の受け入れ方針	○	本シート[学生の受け入れ方針の公表]参照
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_03
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_04
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_04
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_05
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_06
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_07
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_08
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_09
備考		

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

[専門職学位課程]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
備考		

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第2項

※ [専門職学位課程]表は、専門職大学院を置く大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。
 ※ すべての専門職大学院に関わる情報を公表している場合は○を、一部の専門職大学院に関する情報のみが公開されている場合は△を、情報を全く公表していない場合は×としてください。△の場合、どの専門職大学院に関する情報が公表され、どの専門職大学院についてはなされていないのかを、「備考」欄に記述してください。

[教職課程]

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_14
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	○	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	○	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	○	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	○	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	○	
備考		

※ 関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

※ [教職課程]表は、教職の認定課程を有する大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。

6 財務関係書類（財務諸表）の公表[●]

公表の有無	ウェブサイトURL
○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_12
備考	

※ 関係法令：独立行政法人通則法第38条第3項（準用）、地方独立行政法人法第34条第4項、私立学校法第47条第2項

[教育課程・学習成果]

7 学位授与方針（DP）及び教育課程の編成・実施方針（CP）の公表

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)			公表の有無 (DP)	公表の有無 (CP)	根拠となる資料
大学全体（学部共通）			○	○	
国際文化学部	英語文化学科	学士（英語文化）	○	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_01
	比較文化学科	学士（比較文化）	○	○	
社会学部	社会学科	学士（社会学）	○	○	
		学士（社会福祉学）	○	○	
経済学部	経済学科	学士（経済学）	○	○	
	経営学科	学士（経営学）	○	○	
経営学部	経営学科	学士（経営学）	○	○	
法学部	法学科	学士（法学）	○	○	
	地域創生学科				
理工学部	理工学科	学士（理工学）	○	○	
建築・環境学部	建築・環境学科	学士（建築・環境学）	○	○	
人間共生学部	コミュニケーション学科	学士（コミュニケーション学）	○	○	
	共生デザイン学科	学士（デザイン学）	○	○	
栄養学部	栄養学科	学士（栄養学）	○	○	
教育学部	こども発達学科	学士（教育学）	○	○	
看護学部	看護学科	学士（看護学）	○	○	
文学研究科博士前期課程	英語英米文学専攻	修士（文学）	○	○	
	比較日本文化専攻				
	社会学専攻	修士（社会学）	○	○	
文学研究科博士後期課程	英語英米文学専攻	博士（文学）	○	○	
	比較日本文化専攻				
	社会学専攻	博士（社会学）	○	○	
経済学研究科博士前期課程	経済学専攻	修士（経済学）	○	○	
	経営学専攻	修士（経営学）	○	○	
経済学研究科博士後期課程	経済学専攻	博士（経済学）	○	○	
	経営学専攻	博士（経営学）	○	○	
法学研究科博士前期課程	法学専攻	修士（法学）	○	○	
法学研究科博士後期課程	法学専攻	博士（法学）	○	○	
工学研究科博士前期課程	機械工学専攻	修士（工学）	○	○	
	電気工学専攻				
	情報学専攻				
	建築学専攻				
	土木工学専攻				
	物質生命科学専攻				
工学研究科博士後期課程	建築学専攻	博士（工学）	○	○	
	総合工学専攻				
看護学研究科修士課程	看護学専攻	修士（看護学）	○	○	
備考					

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

※ 「学部・研究科等名称」欄には、学部・研究科等の名称とともに、学位名称を（ ）で書き添えてください。

例：法学部(学士(法学))

8 履修登録単位数の上限設定（学士課程）

学部等名称	上限値 (設定期間)	根拠となる資料	上限緩和 措置の有無	根拠となる資料 (基準及び緩和単位数)
国際文化学部	22単位 (学期(半年))	国際文化学部履修規程第6条、第24条、第25条(資料4-26)、国際文化学部履修要綱(資料4-27)	無	
社会学部	22単位 (学期(半年))	社会学部履修規程第6条、第23条第2項、第24条、第28条(資料4-28)、社会学部履修要綱(資料4-27)	無	
経済学部	22単位 (学期(半年))	経済学部履修規程第21条第1項、第2項第1号～3号(資料4-29)	有	経済学部履修規程第21条第2項第4号(資料4-29)
経営学部	22単位 (学期(半年))	経営学部履修規程第20条(資料4-30)	無	
法学部	22単位 (学期(半年))	法学部履修規程第6条第1項第7号、第8号、第11条～第11条の5(資料4-31)	無	
理工学部	24単位 (学期(半年))	理工学部履修規程第6条(資料4-32)、理工学部単位認定に相当する科目に関する申し合わせ(資料4-33)	無	
建築・環境学部	24単位 (学期(半年))	建築・環境学部履修規程第6条(資料4-34)、建築・環境学部単位認定に相当する科目に関する申し合わせ(資料4-35)	無	
人間共生学部	24単位 (学期(半年))	人間共生学部履修規程第8条第2項第6号(資料4-36)	無	
栄養学部	24単位 (学期(半年))	栄養学部履修規程第8条第2項第6号(資料4-37)	無	
教育学部	24単位 (学期(半年))	教育学部履修規程第8条第2項第6号(資料4-38)	無	
看護学部	24単位 (学期(半年))	看護学部履修規程第6条(資料4-39)	無	
備考				
各学部については、上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある。 経済学部については、GPAが2.8以上かつ直近の学期（セメスター）の修得単位数が19単位以上の場合、次学期（セメスター）は履修登録単位の上限を4単位緩和する。ただし、原則「プレミアム科目」の履修に限定する。				

- ※ 関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学院設置基準第12条
- ※ 履修登録単位数の上限値を編入学生に対しては別に設定している場合、その旨と上限値を備考欄に記述してください。
- ※ 上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある場合、そのことを備考欄に記述してください。また、その根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。
- ※ 上限緩和措置がある場合、緩和の基準及び緩和する単位数(上限値)を備考欄に記述してください。また、基準及び緩和単位数それぞれの根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。

9 1学期の授業期間と単位計算●

【授業期間】

学期区分	授業期間	根拠となる資料
2学期	15週	関東学院大学学則第11条、第74条（資料1-1）
備考		

- ※ 関係法令：大学設置基準第23条
- ※ 「学期区分」又は「授業期間」が1つでない場合は、行を追加してください。

【単位計算】

授業形態	1単位当たりの 学習時間	うち授業 の時間	根拠となる資料
講義	45時間	15～30時間	関東学院大学学則第10条（資料1-1）
演習	45時間	15～30時間	
実験	45時間	30～45時間	
実習 及び実技	45時間	30～45時間	
備考			

- ※ 関係法令：大学設置基準第21条

10 卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了 要件単位数	既修得等 (注) の認定上限 単位数	卒業・修了 要件の明示 有無	根拠となる資料
国際文化学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、国際文化学部履修規程第19条、第26条～第31条(資料4-26)、国際文化学部履修要綱(資料4-84)
社会学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、社会学部履修規程第19条、第25条～第30条(資料4-28)、社会学部履修要綱(資料4-84)
経済学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、経済学部履修規程第4条、第9条、第13条、第15条、第16条(資料4-29)、経済学部履修要綱(資料4-84)
経営学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、経営学部履修規程第4条、第9条、第13条～第15条(資料4-30)、経営学部履修要綱(資料4-84)
法学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、法学部履修規程第4条、第10条、第11条の3、第12条、第16条、第17条(資料4-31)、法学部履修要綱(資料4-84)
理工学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、理工学部履修規程第22条、第28条～第31条(資料4-32)、理工学部履修要綱(資料4-84)
建築・環境学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、建築・環境学部履修規程第22条、第28条～第31条(資料4-34)、建築・環境学部履修要綱(資料4-84)
人間共生学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、人間共生学部履修規程第4条、第14条～第17条の2(資料4-36)、人間共生学部履修要綱(資料4-84)
栄養学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、栄養学部履修規程第4条、第12条～第15条の2(資料4-37)、栄養学部履修要綱(資料4-84)
教育学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、教育学部履修規程第4条、第12条～第15条の2(資料4-38)、教育学部履修要綱(資料4-84)
看護学部	124単位	60単位	○	関東学院大学学則第20条～第22条(資料1-1)、看護学部履修規程第15条、第20条～第23条(資料4-39)、看護学部履修要綱(資料4-84)
文学研究科博士前期課程	32単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条(資料1-2)、文学研究科履修規程第8条第6項、第9条(資料4-72)、文学研究科履修要綱(資料4-84)
文学研究科博士後期課程	16単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条(資料1-2)、文学研究科履修規程第14条(資料4-72)、文学研究科履修要綱(資料4-84)
経済学研究科博士前期課程	30単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条(資料1-2)、経済学研究科履修規程第12条、第14条(資料4-73)、経済学研究科履修要綱(資料4-84)
経済学研究科博士後期課程	16単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条(資料1-2)、経済学研究科履修規程第16条、第18条(資料4-73)、経済学研究科履修要綱(資料4-84)
法学研究科博士前期課程	30単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条(資料1-2)、法学研究科履修規程第5条、第13条(資料4-74)、法学研究科履修要綱(資料4-84)

法学研究科博士後期課程	12単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条（資料1-2）、法学研究科履修規程第6条、第13条（資料4-74）、法学研究科履修要綱（資料4-84）
工学研究科博士前期課程	30単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条（資料1-2）、工学研究科履修規程第6条第5項、第7条（資料4-75）、工学研究科履修要綱（資料4-84）
工学研究科博士後期課程	8単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条（資料1-2）、工学研究科履修規程第12条（資料4-75）、工学研究科履修要綱（資料4-84）
看護学研究科修士課程	31単位	10単位	○	関東学院大学大学院学則第13条、第20条（資料1-2）、看護学研究科履修規程第5条、第11条、第14条（資料4-76）、看護学研究科履修要綱（資料4-84）
備考				

- 注 [学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）
 [修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合わせた上限値）
 [専門職] 専門職大学院設置基準第14条、第21条、第22条、第27条及び第28条の規定に基づく措置
- ※ 関係法令： 大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、大学院設置基準第16条及び第17条、専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示（修士・博士課程）

研究科等名称 （学位課程別）	研究指導計画 （注1）の明示	根拠となる資料	学位論文審査 基準（注2）の 明示	特定の課題に ついての研究 に関する審査 基準（注3）の 明示	根拠となる資料（注4）
文学研究科博士前期課程	○	各研究科履修要綱（資料4-66） http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_06 （資料4-67）	○	○	各研究科履修要綱（資料4-66） http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_06 （資料4-67）
文学研究科博士後期課程	○		○	○	
経済学研究科博士前期課程	○		○	○	
経済学研究科博士後期課程	○		○	○	
法学研究科博士前期課程	○		○	○	
法学研究科博士後期課程	○		○	○	
工学研究科博士前期課程	○		○	○	
工学研究科博士後期課程	○		○	○	
看護学研究科修士課程	○		○	○	
備考					

- 注1 [研究指導計画] 研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生にあらかじめ明示する計画であり、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを明らかにしたもの。
- 注2 [学位論文審査基準] 学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注3 [特定の課題についての研究に関する審査基準] 修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注4 [根拠となる資料] 学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準の根拠となる資料については、当該基準及びそれらの基準を学生にあらかじめ明示するために掲載している冊子等の媒体を記載してください。また、学修の成果に係る評価及び修了の認定にあたっての基準に関する情報は、大学が公開すべき情報の対象となっているため（学校教育法施行規則第172条の2）、該当するウェブサイトのURLも記載してください。
- ※ 関係法令： 大学院設置基準第14条の2第1項

[学生の受け入れ]

12 学生の受け入れ方針（AP）の公表

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)			公表	根拠となる資料
大学全体（学部共通）			○	
国際文化学部	英語文化学科	学士（英語文化）	○	http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ia/home/about-university/overview/information-of-university.html#dp_01
	比較文化学科	学士（比較文化）	○	
社会学部	社会学科	学士（社会学）	○	
		学士（社会福祉学）	○	
経済学部	経済学科	学士（経済学）	○	
	経営学科	学士（経営学）	○	
経営学部	経営学科	学士（経営学）	○	
法学部	法学科	学士（法学）	○	
	地域創生学科			
理工学部	理工学科	学士（理工学）	○	
建築・環境学部	建築・環境学科	学士（建築・環境学）	○	
人間共生学部	コミュニケーション学科	学士（コミュニケーション学）	○	
	共生デザイン学科	学士（デザイン学）	○	
栄養学部	栄養学科	学士（栄養学）	○	
教育学部	こども発達学科	学士（教育学）	○	
看護学部	看護学科	学士（看護学）	○	
文学研究科博士前期課程	英語英米文学専攻	修士（文学）	○	
	比較日本文化専攻			
	社会学専攻	修士（社会学）	○	
文学研究科博士後期課程	英語英米文学専攻	博士（文学）	○	
	比較日本文化専攻			
社会学専攻		博士（社会学）	○	
経済学研究科博士前期課程	経済学専攻	修士（経済学）	○	
	経営学専攻	修士（経営学）	○	
経済学研究科博士後期課程	経済学専攻	博士（経済学）	○	
	経営学専攻	博士（経営学）	○	
法学研究科博士前期課程	法学専攻	修士（法学）	○	
法学研究科博士後期課程	法学専攻	博士（法学）	○	
工学研究科博士前期課程	機械工学専攻	修士（工学）	○	
	電気工学専攻			
	情報学専攻			
	建築学専攻			
	土木工学専攻			
	物質生命科学専攻			
工学研究科博士後期課程	建築学専攻	博士（工学）	○	
	総合工学専攻			
看護学研究科修士課程	看護学専攻	修士（看護学）	○	
備考				

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

13 定員管理

〔学士課程〕

学部・学科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料	
国際文化学部	1.02	1.08	大学基礎データ（表2）	
英語文化学科	1.01	1.11		
比較文化学科	1.04	1.06		
社会学部	1.03	1.07		
現代社会学科	1.03	1.07		
経済学部	1.10	1.07		
経済学科	1.07	1.07		
経営学科	1.20	1.14		
経営学部	1.02	1.05		
経営学科	1.02	1.05		
法学部	1.01	0.95		
法学科	1.00	0.94		
地域創生学科	1.04	1.07		
理工学部	0.99	1.03		
理工学科	0.99	1.03		
建築・環境学部	1.02	1.04		
建築・環境学科	1.02	1.04		
人間共生学部	1.00	1.07		
コミュニケーション学科	1.00	1.07		
共生デザイン学科	1.01	1.06		
栄養学部	1.05	1.06		
管理栄養学科	1.05	1.06		
教育学部	1.01	1.02		
子ども発達学科	1.01	1.02		
看護学部	1.11	1.09		
看護学科	1.11	1.09		
備考				
経済学部経営学科（2017年度学生募集停止）				
経営学部経営学科（2017年度開設）				
法学部地域創生学科（2017年度開設）				
人間共生学部（2016年度開設）				

※ 関係法令：大学設置基準第18条第3項

※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.27	0.18	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.20	0.21	
法学研究科	0.50	0.30	
工学研究科	1.06	1.00	
看護学研究科	0.94	0.71	
備考			
工学研究科博士前期課程情報工学専攻（2016年度開設）			
看護学研究科修士課程（2017年度開設）			

※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項

※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

※ 専攻単位で作表する必要はありません。

〔博士課程〕

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科	0.62	0.29	大学基礎データ（表2）
経済学研究科	0.07	0.08	
法学研究科	0.00	0.00	
工学研究科	0.70	0.59	
備考			
工学研究科博士後期課程総合工学専攻（2016年度開設）			

※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項

※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

※ 専攻単位で作表する必要はありません。

〔専門職学位課程〕

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
備考			

※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項（準用）

※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

[教員・教員組織]

14 設置基準上必要専任教員数の充足

[学士課程]

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料			
全体 ^(注1)		○	○	大学基礎データ(表1)			
学部・学科等	国際文化学部	英語文化学科	○	○	大学基礎データ(表1)		
		比較文化学科	○	○			
	社会学部	現代社会学科	○	○			
	経済学部	経済学科	○	○			
	経営学部	経営学科	○	○			
	法学部	法学科	○	○			
		地域創生学科	○	○			
	理工学部	理工学科	○	○			
	建築・環境学部	建築・環境学科	○	○			
	人間共生学部	コミュニケーション学科	○	○			
		共生デザイン学科	○	○			
	栄養学部	管理栄養学科	○	○			
	教育学部	こども発達学科	○	○			
看護学部	看護学科	○	○				
学部・学科等(薬学) ^(注2)				実務家 教員数	うち、みなし 専任教員 の割合	根拠となる資料	
						大学基礎データ(表1)	
備考							

- ※ 関係法令：大学設置基準第13条
- ※ 基礎データ(表1)の数値と一致するよう作成してください。
- ※ “×”に相当する場合、不足する数を備考欄に記述してください(以下各表も同様。ただし、[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える)。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2 [薬学]：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

[修士課程]

	研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補 助教員数	根拠となる資料
文学研究科	英語英米文学専攻	○	○	○	○	大学基礎データ(表1)
	比較日本文学専攻	○	○	○	○	
	社会学専攻	○	○	○	○	
経済学研究科	経済学専攻	○	○	○	○	
	経営学専攻	○	○	○	○	
法学研究科	法学専攻	○	○	○	○	
工学研究科	機械工学専攻	○	○	○	○	
	電気工学専攻	○	○	○	○	
	情報学専攻	○	○	○	○	
	建築学専攻	○	○	○	○	
	土木工学専攻	○	○	○	○	
看護学研究科	看護学専攻	○	○	○	○	
備考						

- ※ 関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

	研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補 助教員数	根拠となる資料	
文学研究科	英語英米文学専攻	○	○	×	○	大学基礎データ(表1)	
	比較日本文学専攻	○	○	○	○		
	社会学専攻	○	○	○	○		
経済学研究科	経済学専攻	○	○	○	○		
	経営学専攻	○	○	○	○		
法学研究科	法学専攻	○	○	○	○		
工学研究科	建築学専攻	○	○	○	○		
	総合工学専攻	○	○	○	○		
備考							
2019年度現在、文学研究科博士後期課程英語英米文学専攻の研究指導教員数が1名不足している。ただし、2020年4月1日より、同課程の研究指導補助教員1名が研究指導教員に昇任することを決定している。							

- ※ 関係法令：大学院設置基準第9条第1項
- ※ 基礎データ(表1)の数値と一致するよう作成してください。

[専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数	うち、みなし 専任教員 の割合	根拠となる資料
					大学基礎データ（表1）
備考					

※ 関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。

15 ファカルティ・ディベロップメントの実施

学位課程種類	実施有無	根拠となる資料
大学全体としての取り組み	○	2019年度教育実践力向上セミナー（資料6-35）、全学FD・SDフォーラム報告（2019年9月4日）（資料6-36）、ヨコハマFDフォーラム（2019年12月7日）（資料6-38）、2019年度研究倫理教育・コンプライアンス教育（資料6-43、6-44）、公的研究費の適正使用および科研費執行に関する説明会（2019年7月31日）（資料6-45）
学士課程	○	<p>（学部共通） 公開授業（2019年6月3日～6月15日（春学期）、2019年11月5日～11月18日（秋学期））（資料6-30）、授業改善アンケート（2019年7月8日～7月20日（春学期）、2019年12月17日～2020年1月18日（秋学期））（資料6-31）</p> <p>（国際文化学部） 2019年度国際文化学部将来構想WG（兼：学部FDミーティング）（資料6-65、6-66）、2019年度国際文化学部・社会学部研修教授会（資料6-79）</p> <p>（社会学部） 2019年度国際文化学部・社会学部研修教授会（資料6-79）</p> <p>（経済学部） 2019年度経済学部・経営学部授業実践研修会および授業改善アンケートを活用した取組み（資料6-60）、2019年度基礎ゼミ自己評価アンケート（資料6-62）、2019年度プレゼミ自己評価アンケート（資料6-63）、経済学部・経営学部合同科研費説明会（2019年5月22日）（資料6-70）</p> <p>（経営学部） アドバイザリーボード（2019年9月18日）（資料2-45【Web】、2-46）、2019年度経済学部・経営学部授業実践研修会および授業改善アンケートを活用した取組み（資料6-60）、経済学部・経営学部合同科研費説明会（2019年5月22日）（資料6-70）</p> <p>（法学部） 授業改善アンケートの活用（2019年度FD委員会）（資料6-59）、2019年度第法学部研修教授会（資料6-80）</p> <p>（理工学部） 2019年度理工学部夏期研修会（資料6-81）</p> <p>（建築・環境学部） 授業改善アンケートの活用（2019年度FD委員会）（資料6-58）、授業ブログ（資料6-67【Web】）、2019年度春学期パーティカルレビュー（資料6-68【Web】）、2019年度建築・環境学部研修会（資料6-82）</p> <p>（人間共生学部、栄養学部、教育学部） 2019年度人間環境学部・人間共生学部・栄養学部・教育学部合同教員研修会（資料6-83）、2019年度関東学院大学人間環境学部、人間共生学部、栄養学部、教育学部合同教員懇談会（資料6-84）、2019年度研究会（資料6-85）</p> <p>（看護学部） 2019年度学生による実習評価アンケート（資料6-61、6-131）、2019年度看護学部・大学院看護学研究科FD研修会（資料6-40、6-132）、2019年度看護学部卒業生アンケート（資料6-69）、2019年度看護学部研究発表会（資料6-71）</p>
修士課程・博士課程	○	<p>（研究科共通） 教育・研究指導改善アンケート（博士前期課程・修士課程、博士後期課程ごとに実施）（資料6-34）</p> <p>（法学研究科） 教育・研究指導改善アンケート結果のフィードバック（2019年4月17日）（資料6-75、6-76）、2019年度大学院法学研究科FD教員・院生懇談会（資料6-77）、2019年度秋学期法学研究科講演会（資料6-78）</p> <p>（看護学研究科） 2019年度看護学部・大学院看護学研究科FD研修会（資料6-40、6-132）、教育・研究指導改善アンケート結果のフィードバック（2019年度FD委員会等）（資料6-133）、修士論文指導・修士論文審査ルーブリックの開発・導入（2019年度看護学研究科委員会）（資料6-134）</p>
専門職学位課程		
備考		

※ 関係法令：大学設置基準第25条の3、大学院設置基準第14条の3及び専門職大学院設置基準第11条
 ※ <作成にあたっての留意点>に関わらず、本表については、大学評価実施前年度実績をベースに記載してください。ただし、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

[教育研究等環境]

16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足●

校地面積の充足	校舎面積の充足	根拠となる資料
○	○	大学基礎データ（表1）
備考		

- ※ 関係法令：大学設置基準第37条及び第37条の2
- ※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。

[大学運営・財務]

17 スタッフ・ディベロップメントの実施

実施の有無	根拠となる資料
○	2019年度教育実践力向上セミナー（資料10(1)-88）、2019年度全学教員研修会プログラム（10(1)-90）、2019年度職員研修プログラム（資料10(1)-92）
備考	

- ※ 関係法令：大学設置基準第42条の3、大学院設置基準第43条
- ※ <作成にあたっての留意点>に関わらず、本表については、大学評価実施前年度実績をベースに記載してください。ただし、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。